

平成31年度事業計画

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

事業方針

当センターの目的を達成するために、中国運輸局並びに関係団体と連携を図り、次のとおり実施するものとする。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導の実施計画を立て、公正かつ適確に行うとともに、改善を必要とする事業者に対してはきめ細やかな指導を行い、未改善の事業者に対しては、中国運輸局と連携を図りながら厳しく対処するものとする。

そのために、当センター主催の指導員研修や外部機関の講習等を通じて巡回指導員のスキルアップを図るとともに、指導員の体制強化を行うこととしたい。

なお、巡回指導実施計画数は当センターの巡回対象営業所数の75%にあたる280営業所を実施することとする(下表)。

また、全営業所年一回の巡回指導の実施は、平成32年度を目標とする。

2. 貸切バス事業の秩序確立のために、ホームページ等を活用して白バス行為防止の広報啓発活動を行う。
3. 関係法令の通知や巡回指導等を通じて重大事故を招く飲酒運転、過労・居眠り運転、速度超過等を防止する啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
4. 旅客から寄せられる苦情等に対しては中国運輸局、中国バス協会等と連携を図りながら適切、迅速な処理に努める。

平成31年度巡回指導事業計画

| 月 | 実施回数 | 広島 | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 山口 |
|----|------|-----|----|----|----|----|
| 4月 | 17 | 7 | 1 | 3 | 3 | 3 |
| 5 | 20 | 8 | 1 | 3 | 5 | 3 |
| 6 | 26 | 10 | 2 | 4 | 6 | 4 |
| 7 | 26 | 10 | 2 | 3 | 6 | 5 |
| 8 | 24 | 9 | 2 | 3 | 6 | 4 |
| 9 | 25 | 10 | 2 | 3 | 6 | 4 |
| 10 | 28 | 10 | 2 | 4 | 7 | 5 |
| 11 | 26 | 10 | 2 | 3 | 6 | 5 |
| 12 | 24 | 9 | 2 | 3 | 6 | 4 |
| 1 | 20 | 8 | 1 | 3 | 5 | 3 |
| 2 | 22 | 9 | 1 | 3 | 5 | 4 |
| 3 | 22 | 8 | 2 | 3 | 5 | 4 |
| 計 | 280 | 108 | 20 | 38 | 66 | 48 |

| | | | | | | |
|------|-----|----|----|----|----|----|
| 30年度 | 190 | 76 | 12 | 24 | 44 | 34 |
|------|-----|----|----|----|----|----|